

国民年金の保険料を納めるのが困難な時は、

国民年金保険料の 免除制度を

国民年金は、20歳から60歳になるまでの40年間、保険料の納付が必要ですが、経済的に保険料の納付が困難な場合には、本人の申請によって保険料が全額免除・4分の1納付・半額納付・4分の3納付となる場合があります。

国民年金課国民年金班 ☎ 5086 (市役所1階⑨番窓口)、総合支所市民福祉課、支所、岩国年金事務所 ☎ 2222 (立石町一丁目8-7)

免除申請の対象になる人

- 前年所得(収入)が少ない人
前年所得(収入)により判定します(配偶者・世帯主の所得も判定の対象となります)。
- 失業した人
離職票など、失業したことを証明するものが必要です。
- 事業を休止または廃止した人
事業の休止または廃止の事実を明らかにできる主管官庁の証明などが必要です。

● 保険料免除制度 ※保険料は平成27年度の額

免除の種類	納付額
全額免除	納付額はありません
4分の1納付	月額3,900円(保険料の1/4)を納付
半額納付	月額7,800円(保険料の1/2)を納付
4分の3納付	月額1万1,690円(保険料の3/4)を納付

※納付すべき保険料を納付しない場合、その期間の一部免除が無効(未納と同じ)になります。

- 若年者納付猶予制度(免除申請と同時に受け付け)
30歳に達する日の前日まで、本人および配偶者の所得が一定以下のときは、申請により保険料の納付が猶予されます。

免除申請の受け付け

平成27年度(平成27年7月分～平成28年6月分)の申請受け付けは、平成27年7月1日からです。また申請時点から2年1カ月前までの期間について、さかのぼって申請することができます。

(例)平成25年6月分の免除申請⇨平成27年7月31日まで受け付け

- 申請に必要なもの
○ 年金手帳または基礎年金番号通知書
○ 印鑑
○ 失業などによる場合は、離職票など
必要に応じた添付書類

未納のままにしておく

未納期間は、老齢基礎年金の受給資格期間に算入されず、受給額へも反映されません。また障害や死亡といった不慮の事態が生じた際、障害年金や遺族年金を受けられない場合があります。

将来受け取る年金への影響は

免除期間は、受給資格期間(年金を受給するには25年以上必要)に算入されますが、受給できる年金額は免除を受けた期間や免除の種類によって減額されます。

猶予期間は、受給資格期間に算入されますが、受給額へは反映されません。

追納できます
免除期間や猶予期間は、10年以内であれば後から保険料を納めること(追納)ができます。追納することにより、老齢基礎年金の年金額に算入されます。ただし、3年度目以降は、当時の保険料に加算金が増加されます。

これまで免除だった人は
申請は、原則として毎年度必要です。ただし、申請時に継続審査を希望し、全額免除・納付猶予が承認された場合は、翌年度以降改めて申請を行わなくても自動的に審査を行います。

